

教育委員会定例会日程

平成28年3月18日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 報告事項

(1) 子ども読書アンケートの集計結果について (資料1 図書館)

(2) 駅前図書施設機能整備等の検討状況について (資料2 図書館)

(3) 小田原市教育大綱について (資料3 教育総務課)

5 議事

日程第1

議案第5号

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について (教育総務課)

日程第2

議案第6号

小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第3

議案第7号

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第4

議案第8号

小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について (教育指導課)

日程第5

議案第9号

今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について (教育指導課)

日程第6

議案第4号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

6 その他

7 閉 会

子ども読書アンケートの集計結果について

1 実施時期

平成 27 年 9 月 17 日 アンケート発送

10 月 16 日 アンケート締切

2 実施人数

(1) 市立幼稚園 (6 園)・市立保育園 (6 園)	計	169 人
(2) 市立小学校 (25 校)	計	4,315 人
(3) 市立中学校 (11 校)	計	1,069 人

3 集計結果の前回との比較

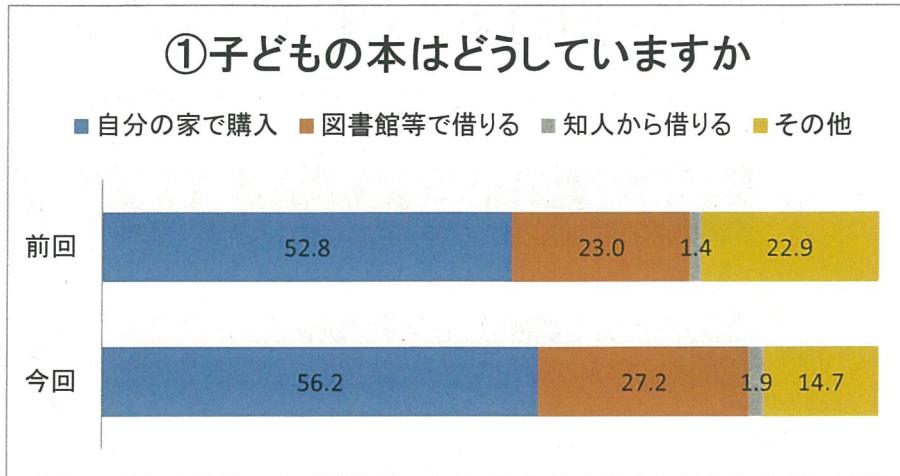
別紙のとおり

4 主な意見

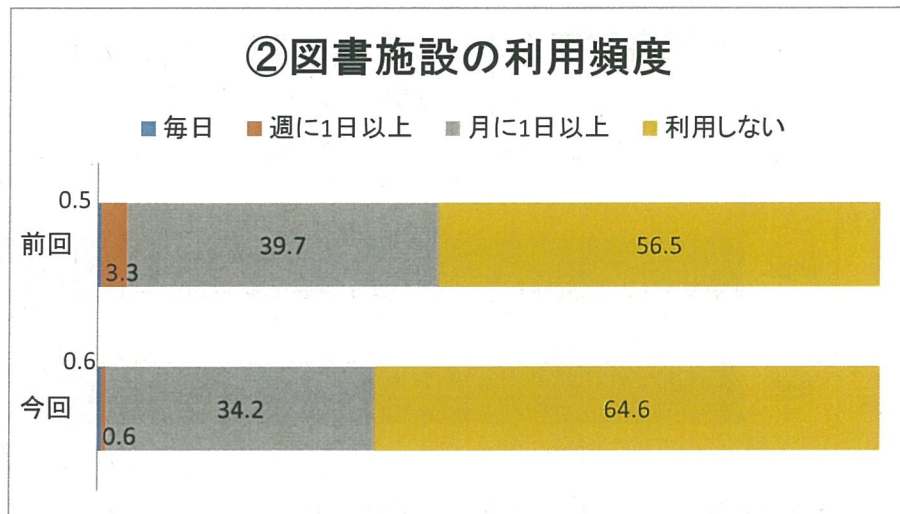
- (1) 幼稚園・保育園の園長が読み聞かせで苦勞していること
 - ・園児の関心や季節、行事に応じた絵本の選定
 - ・自分の伝えたいことに関連した絵本の選定
 - ・園児によって集中できる持続力や理解力に差があること
 - ・子どもの集中しやすい環境づくり
- (2) 小学校の図書担当教諭が読書推進上工夫していることや図書室の運営で苦勞していること
 - ・朝読書の取り組み
 - ・読書週間での取り組み
 - ・お勧めの本や新しい本の紹介
 - ・学級文庫の本の入れ替え
 - ・ボランティアによる読み聞かせ
 - ・読書クイズやブックトークの実施
 - ・子どもに図書室に足を運ばせること
- (3) 中学校の図書担当教諭が読書推進上工夫していることや図書室の運営で苦勞していること
 - ・新刊図書の紹介ポスターの掲示
 - ・朝読書の取り組み
 - ・図書館だよりを年に 5～6 回作成し、新着本やイベントの紹介
 - ・親しみやすい図書室を目指し、テーマ展示や季節感を表すディスプレイを実施
 - ・時間的ゆとりがないこと
 - ・教員が開館時に立ち会えないことが多いこと

集計結果の前回との比較

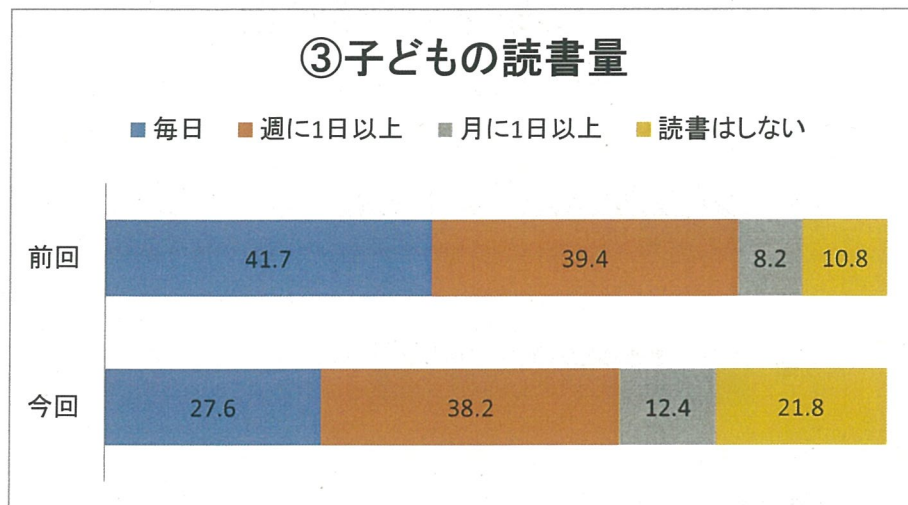
1 幼稚園・保育園児の保護者(合計 169人)



①56.2%の家庭が子どもの本を「自分の家で購入」と答えており、前回より親が子どもに本を提供している割合が高くなった。

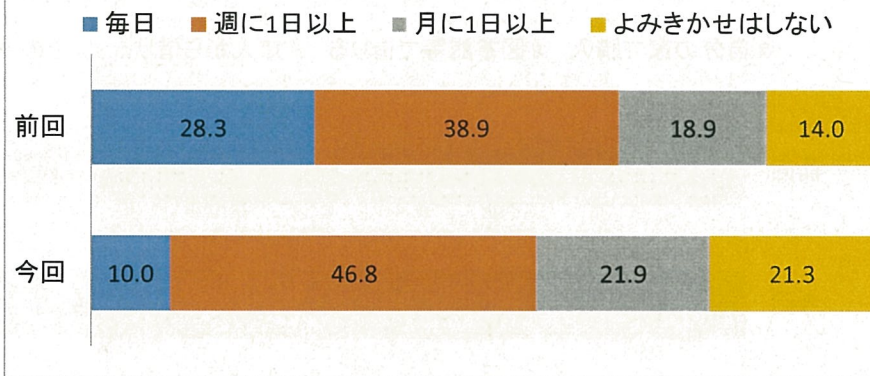


②図書施設を利用しない保護者の割合が高くなった。



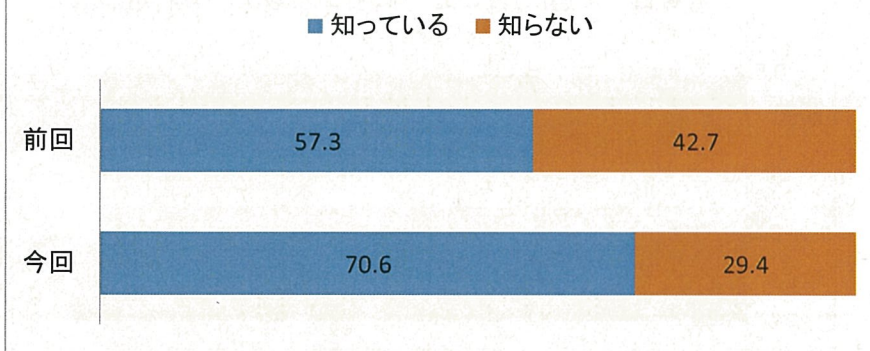
③読書をしていない子どもたちの割合が高くなった。

④子どもによみきかせをしていますか



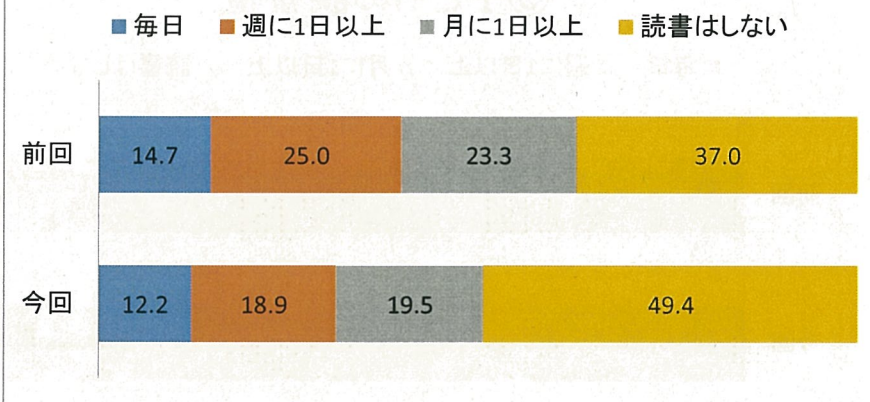
④毎日子どもに読み聞かせをする保護者の割合が減少するとともに、読み聞かせをしないという保護者の割合も高くなった。

⑤図書館実施のよみきかせを知っていますか



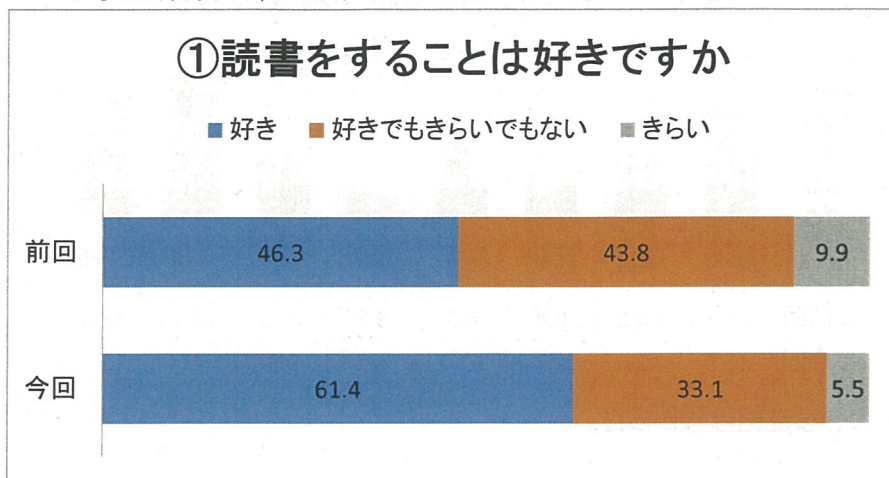
⑤前回に比べ保護者の認知度は高くなった。

⑥保護者の読書量



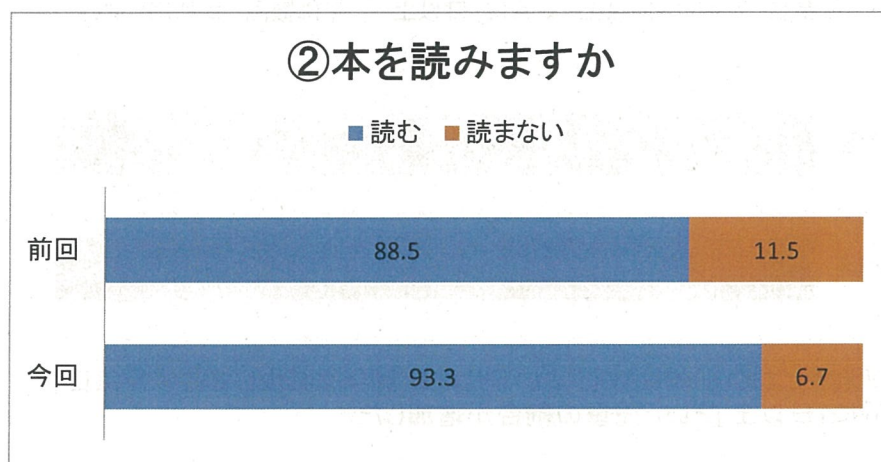
⑥保護者の読書量は減少している。

2 小学生(合計 4,315人)

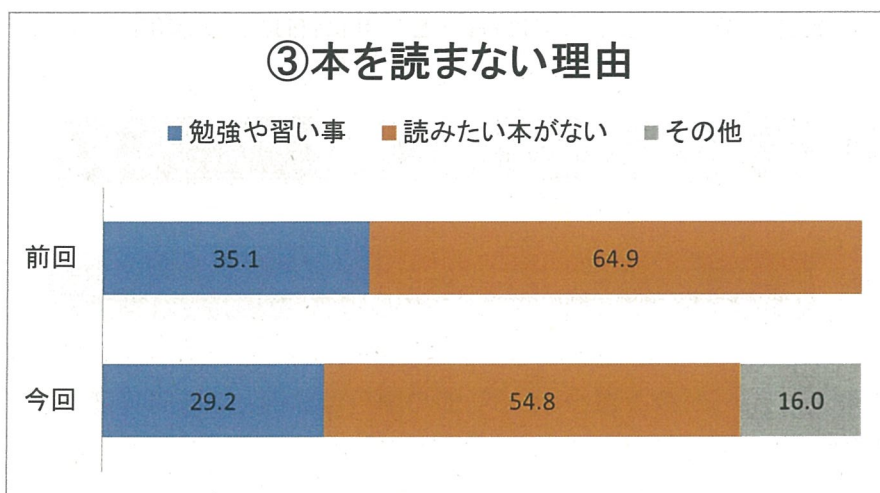


注: 前は、大好き・どちらかといえば好き・きらいという質問項目であった。

①質問項目を変えたため明確なことは言えないが、「きらい」の割合は減少した。



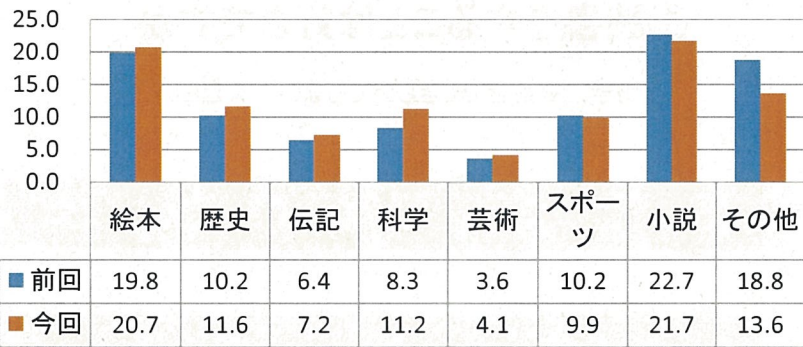
②本を読む児童の割合は、明らかに増加した。



注: 前は「その他」の質問項目なし。

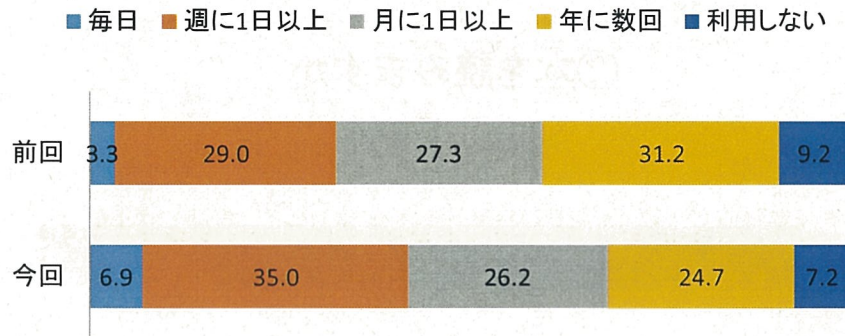
③質問項目を変えたため、変化についての判断はできなかった。

④どのような本を読みますか



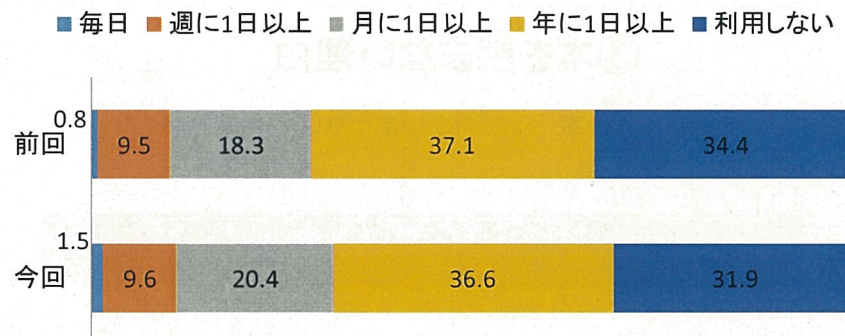
④大きな変動はなかった。

⑤学校図書館・図書室の利用頻度



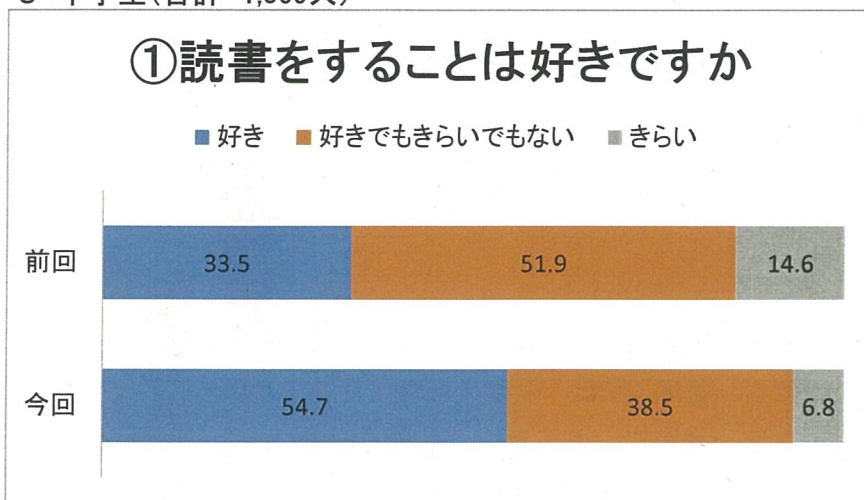
⑤「利用しない」「年に数回」という児童の割合は減少しており、「毎日」「週に1日以上」という児童の割合が増加した。

⑥図書施設の利用頻度



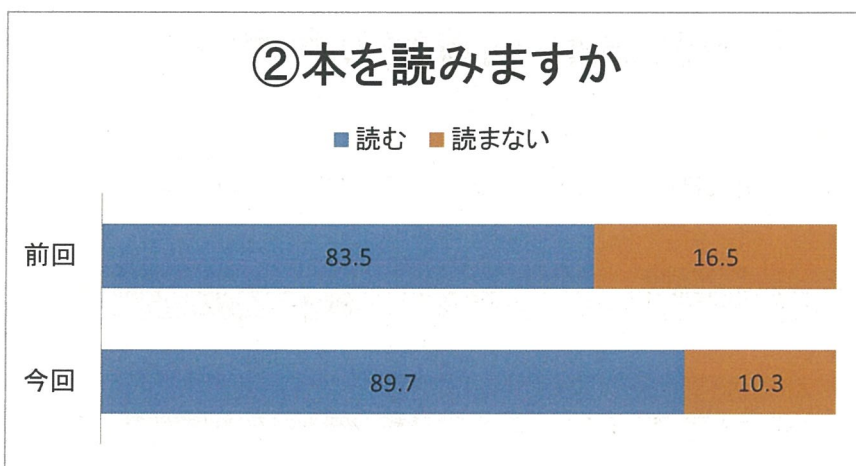
⑥「利用しない」が少々減少したが、他の項目は前回とほぼ同程度であった。

3 中学生(合計 1,069人)

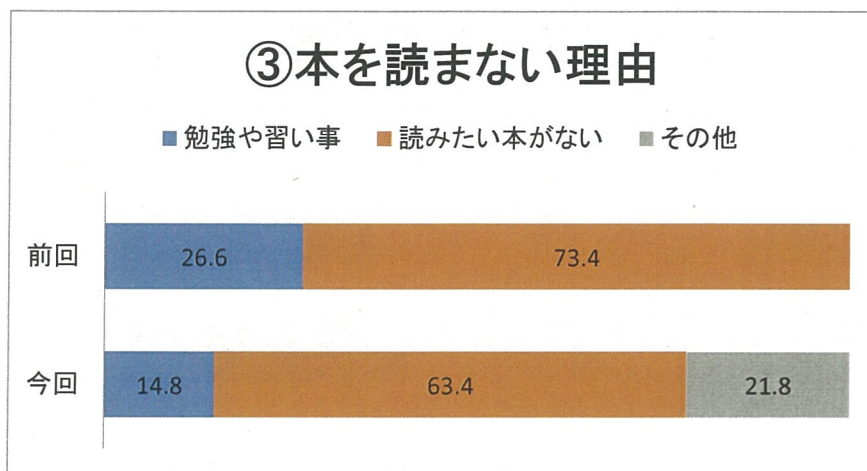


注: 前回は、大好き・どちらかといえば好き・きらいという質問項目であった。

①質問項目を変えたため明確なことは言えないが、「きらい」の割合は減少した。



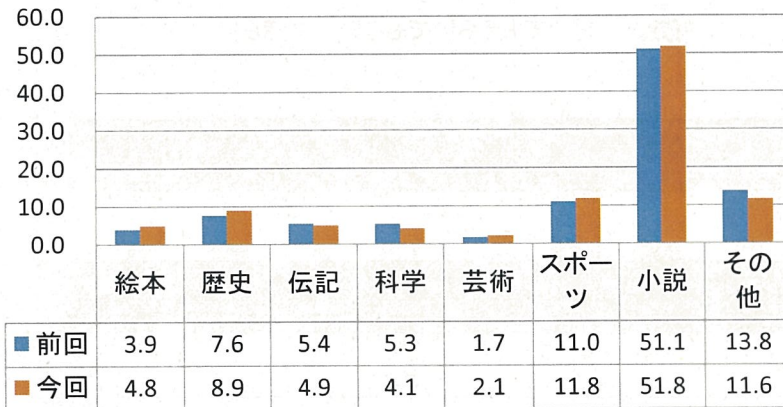
②本を読む生徒の割合は、明らかに増加した。



注: 前回は「その他」の質問項目なし。

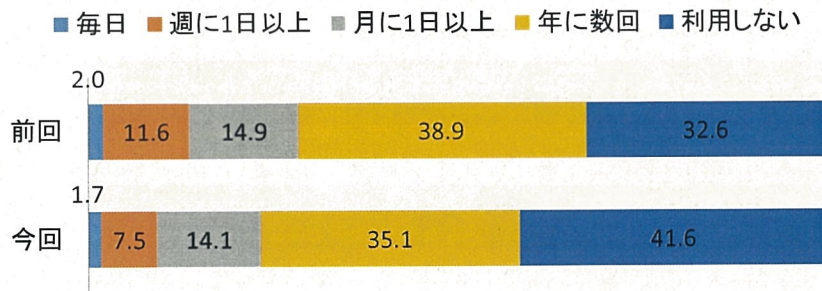
③質問項目を変えたため、変化についての判断はできなかった。

④どのような本を読みますか



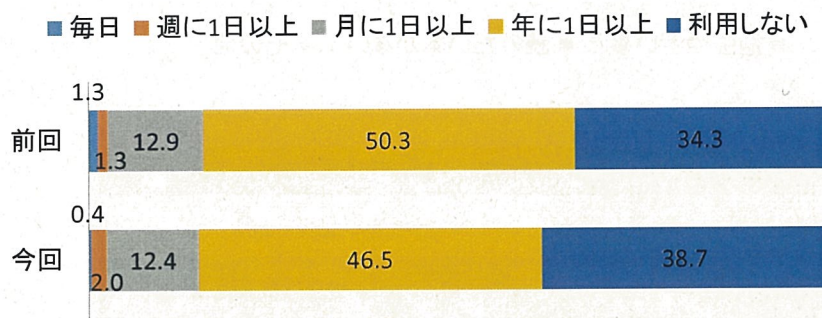
④大きな変動はなかった。

⑤学校図書館・図書室の利用頻度



⑤「利用しない」生徒の割合が41.6%に増加した。

⑥図書施設の利用頻度

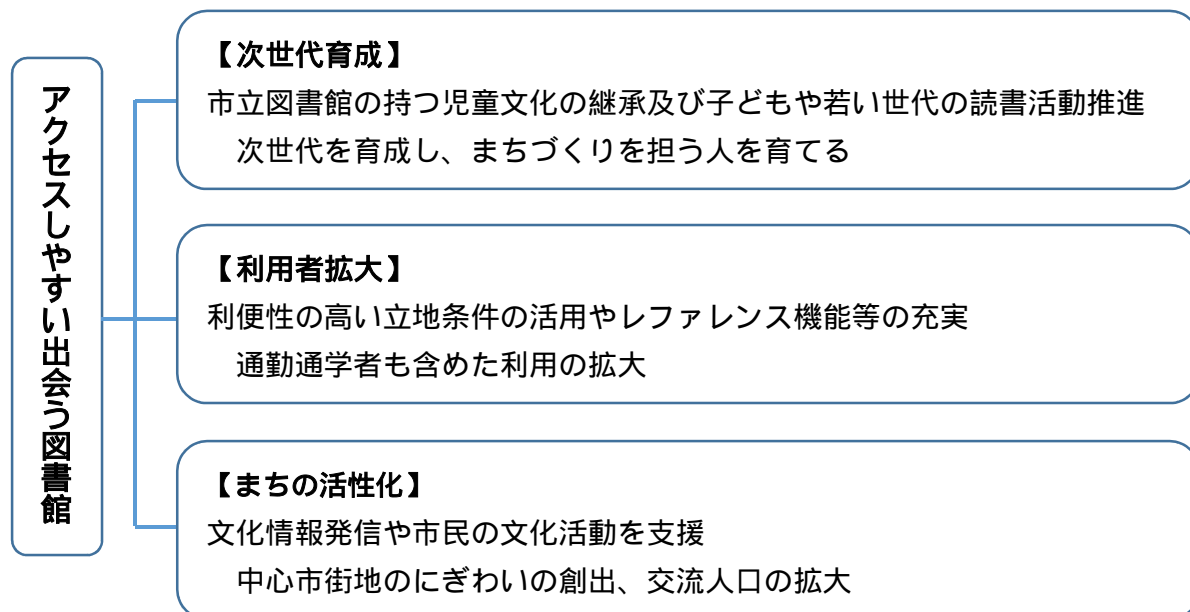


⑥「利用しない」「年に1日以上」というほとんど利用しない生徒の割合が 85.2%で、前回と同等の割合になった。

駅前図書施設機能整備等の検討状況について

平成27年2月に策定した「小田原市図書館・機能整備等基本方針」に基づき、小田原駅前に整備する新たな図書施設について、市民意見等を踏まえ、検討を行った結果、施設のコンセプトや基本的な機能等を以下のとおりとする。

1 駅前図書施設のコンセプト



2 整備場所

小田原駅東口お城通り地区再開発事業における広域交流施設ゾーンでの整備を想定して検討を進めている。 想定面積は1,000㎡～1,300㎡。

3 主な機能

(1) 閲覧・貸出

小田原駅近隣の各種学校の学生や駅利用の通勤・通学者、また高齢者など、あらゆる層の利用者に対応するため、広範な資料(情報)を提供する。

(2) レファレンスサービス

コンピュータや各種データベース等によるレファレンスツールを整備し、専門カウンターの設置など配置や人的対応等、必要な体制整備を実施する。

(3) 子どもの読書活動推進(次世代育成)

子どもや若い世代の読書活動を推進することにより、次世代を育成し、これからのまちづくりを担う人間を育む拠点となる図書施設を目指す。

(4) 学習支援

利用者の調査・研究や課題解決に対して、正確な情報や基礎的資料の提供及び学習場所の提供をする。

(5) 情報発信・にぎわいの創出

資料提供だけでなく近隣施設等との連携事業を実施するなど、地域の文化情報等を発信することにより、中心市街地のにぎわいを創出、交流人口の拡大を図る。

4 主な設備・コーナー等

(1) 図書管理システムの導入

- ・自動貸出返却機
- ・持出し防止ゲート

(2) 特化したコーナーの設置

- ・生産年齢層、子育て世代、観光客等
- ・企画展示

(3) 電子機器への対応

- ・W i F i 環境の整備
- ・データベース利用端末の導入 (参考書等)

(4) 子と親のための空間

- ・声や音が気にならない空間の設置
- ・授乳室や幼児用トイレの設置

(5) 多目的ルームの設置

- ・特別展示等各種イベントや講演会等による情報発信・交流の基地
- ・グループ学習にも対応

5 市民意見聴取について (詳細については、別紙のとおり)

(1) 対 象 : 一般

実施方法 : 意見聴取

参加人数 : 8 0 名

実施場所 : 市民会館 (H27.8.25、26) ・地下街ハルネ広場等 (H27.10.25)

(2) 対 象 : 子育て世代

実施方法 : 意見聴取

参加人数 : 4 5 名

実施場所 : 子育て支援センター (マロニエ H27.9.9) ・ (おだぴよ H27.9.10)

(3) 対 象 : 高校生・司書教諭

実施方法 : 意見聴取

参加人数 : 4 0 名

実施場所 : 小田原総合ビジネス高校 (H27.9.7) ・小田原高校 (H27.9.15)

(4) 対 象 : 障がい者団体 (小田原バリアフリーを考える会)

実施方法 : 郵送による意見聴取

参加人数 : 団体として回答 (H27.11.21 回答)

(5) 対 象 : 高齢者 (老人大学)

実施方法 : アンケート

参加人数 : 9 6 名

実施場所 : おだわら総合医療福祉会館 (H28.1.21)

市民意見聴取の結果について

総括表

区分	意見の類型化	件数
A	施設に関連するもの	26件
B	運用に関連するもの	38件
C	その他、質問等	1件

意見内容

	意見の内容(要旨)	区分	今後の対応等
1	本の返却は、ブックポストでよいので、24時間利用したい。	B	今後、検討していきます。
2	朝7時から21時まで、長時間開館してほしい。	B	今後、検討していきます。
3	学童と大人の分け方を考慮したほうが良いのではないかと。	A	両者が共にうまく利用できるように検討していきます。
4	「仕切られた学習スペース」と「オープンな学習スペース」と両方必要ではないかと。	A	今後、設置に向けて検討していきます。
5	子育て世代の親に役立つような「子育て支援コーナー」的なスペースを設置してほしい。	A	今後、設置に向けて検討していきます。
6	読み聞かせ・児童書を楽しむ場として、親子で利用できるスペースを設置してほしい。	A	今後、設置に向けて検討していきます。
7	防音室など子どもの声に配慮したスペースは必要だと思う。	A	今後、設置に向けて検討していきます。
8	また、授乳室ベビーカーに配慮したスペースがほしい。	A	今後、設置に向けて検討していきます。
9	観光客に小田原らしさを特にPRできるもの(歴史・文化紹介)などの資料は、そろえてほしい。	B	今後、反映できるよう検討していきます。

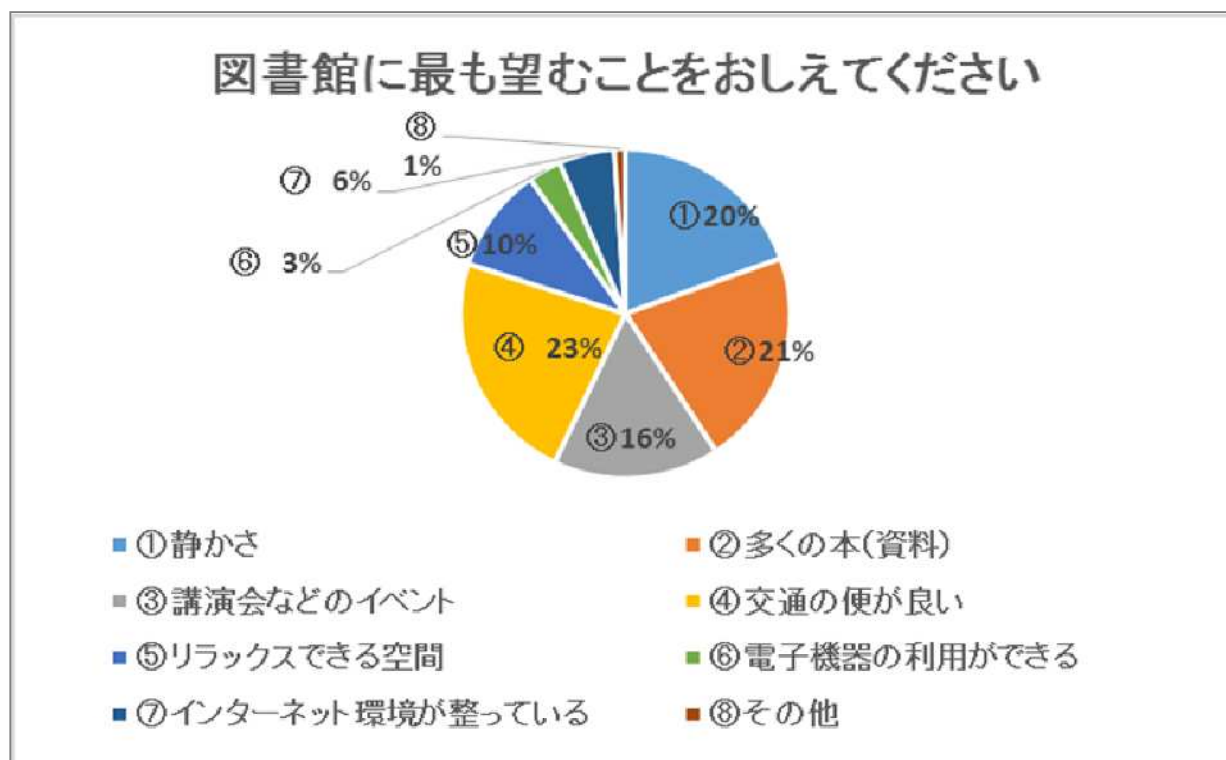
10	小・中学生の調べ学習に対応できるような郷土の資料があるとよい(時には団体貸出できるような)。	B	今後、反映できるよう検討していきます。
11	質のよいマンガがあれば利用率が上がるのではないか。	B	今後、検討していきます。
12	電子書籍を取り入れほしい。	B	今後、検討していきます。
13	「ビジネスマンのための図書館活用術講座」などがあると良い。	B	今後、検討していきます。
14	「観光サポートサービス」があると良い(観光ビジネス、観光客のどちらにも有効な情報サービスを提供)。	B	今後、反映できるよう検討していきます。
15	子ども読書活動推進に係る講演会を事業化してほしい。	B	今後、検討していきます。
16	次世代育成のための大学との連携をしてほしい。	B	今後、検討していきます。
17	次世代のためにも、文学等に関する文化講座を開催してほしい。	B	今後、検討していきます。
18	受験や進路の解説や説明をしてほしい。	B	今後、検討していきます。
19	小田原に関する作家や本に関する講演会を開催してほしい。	B	今後、検討していきます。
20	受験や進路のことを調べることができる本があると良い。	B	今後、検討していきます。
21	本を読む場所で飲み物が飲めると嬉しい。	B	今後、検討していきます。
22	公衆無線LANを設置してほしい。	A	今後、検討していきます。
23	高校生や大学生が独自に実施する講座、講演会をしてほしい。	B	今後、検討していきます。
24	読み聞かせをしてほしい	B	今後、検討していきます。
25	シリーズが多いもの、ハードカバーの高い本があると嬉しい。	B	今後、検討していきます。
26	専門雑誌があると良い。	B	今後、検討していきます。
27	小田原関連の本があると良い。	B	今後、反映できるよう検討していきます。

28	北原白秋関連書籍があると良い。	B	今後、反映できるよう検討していきます。
29	閲覧室、学習室（左記2箇所飲み物可）、談話室（飲食可）など、場所を分けてほしい。	A	今後、設置できるよう検討していきます。
30	本棚と本棚の間に机や椅子を置いてほしい。	B	今後、検討していきます。
31	音楽は流れていても良いと思う（声は入っていないもの）。	B	今後、検討していきます。
32	おすすめの小説などを分かるように置いてほしい。	A	今後、設置できるよう検討していきます。
33	図書館にある本を使い、人形劇を開催してほしい。	B	今後、検討していきます。
34	作者別の絵本紹介展を開いてほしい。	B	今後、検討していきます。
35	子ども連れ利用者のために、畳の部屋がほしい。	A	今後、スペースについては設置できるように検討していきます。
36	親子で入れる広いトイレがあると良い。	A	今後、設置できるよう検討していきます。
37	年齢（月齢）別に紹介してある本があると良い。	B	今後、設置できるよう検討していきます。
38	子ども連れ利用者のために、カーペット敷きのスペースがほしい。	A	今後、スペースについては設置できるように検討していきます。
39	6か月児くらいでも楽しめる本の読み聞かせを実施してほしい。	B	今後、検討していきます。
40	図書館の内装などに、地域で生産されたものを使用してほしい。	A	今後、検討していきます。
41	リラックスして憩える空間として、カフェ等を併設してほしい。	A	限られたスペースに、より充実した図書施設を設置するため、カフェ等を設置する予定はありません。
42	本だけではなく、音楽・映像資料も活用できるイベントスペースを設置してほしい。	A	今後、検討していきます。
43	本と関連のある品物が購入できるスペースがほしい。	A	今後、検討していきます。

44	利用者がセレクトした本を一定期間設置できる書棚がほしい(書評やおすすめ評を本に表示する)。	A	今後、検討していきます。
45	喫茶店などといった軽食が取れるスペースがほしい。	A	限られたスペースに、より充実した図書施設を設置するため、軽食が取れる店舗等を設置する予定はありません。
46	駅前とはいえ、十分な広さがないと使い勝手が悪くなる。十分な広さを確保してほしい。	A	今後、検討していきます。
47	学習スペースを充実させたほうが良い。学生が常にいるような状態をつくと活性化する。	A	今後、設置できるよう検討していきます。
48	広い学習室がほしい、また、学生のために遅くまで使えると良い。	A	今後、設置できるよう検討していきます。
49	みんなのトイレを設置して欲しい。	A	今後、可能な限り設置できるよう検討していきます。
50	障がい者の経験談等の資料を揃えて欲しい。	B	今後、検討していきます。
51	駐車場・駐輪場等を確保してほしい。	C	図書館専用の駐車場・駐輪場等を設置することは考えておりません。
52	リサイクルブックコーナーを拡充してほしい。	B	今後、検討していきます。
53	椅子は座り心地の良いものにしてほしい。	A	今後、検討していきます。
54	誰でも気軽に入れる図書館にしてほしい。	A	今後、検討していきます。
55	観光客により深い情報を発信し、リピーターになってもらえると良い。	B	今後、可能な限り反映できるよう検討していきます。
56	小さな子どもが行きたくなるような図書館にしてほしい。	A	今後、検討していきます。
57	夏休みに親子で楽しむことができるイベントを企画してほしい。	B	今後、検討していきます。
58	大人のための朗読会を開催してほしい。	B	今後、検討していきます。
59	司書に気軽に聞ける図書館が良い。	B	今後、可能な限り反映できるよう検討していきます。

60	学校の資料やマンガ書店の蔵書のリストがあると良い。	B	今後、検討していきます。
61	全国主要各市町村の地方紙、タウン誌を配架してほしい。	B	今後、検討していきます。
62	公共図書館と学校図書館の密なる連携を望む。	B	今後、可能な限り連携がすすむよう検討していきます。
63	新聞を置いてほしい。	B	今後、検討していきます。
64	老人向けの本を置いてほしい。	B	今後、検討していきます。
65	子どもたちが騒いでも構わない図書館であると良い。	A	今後、可能な限り反映できるよう検討していきます。

高齢者アンケートの結果



「交通の便が良い」という地理的条件を挙げる回答が一番多く、「多くの本（資料）」、「静かさ」、「講演会などのイベント」、「リラックスできる空間」といった、図書館の運用や館内環境を挙げる回答が続き、大半を占めた。

1 基本目標

一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します

- ・教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を最大限に伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- ・家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活を送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- ・義務教育だけでなく、生涯教育を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- ・それぞれの成長発達の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が可能なのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。

地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりま

- ・教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみで議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- ・すべての市民、すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します

- ・ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を広げます。
- ・障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- ・豊饒の森、豊饒の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切にすることを育みます。
- ・小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- ・二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

2 重点方針

【学ぶ力】

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

【豊かな心】

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

【健やかな体】

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、生き抜く力の基となるカン（感・勘）を養うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であるので、種まきから収穫までの体験も踏まえ、食育等を通じて、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

【生活力】

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびととの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

【家庭教育】

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、「おだわらっ子の約束」の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

【就学前教育】

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

【学校教育】

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します

- ・本市の目指す「未来を拓くたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「確かな学力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実に図り、授業力や教師力の向上を目指します。

【コミュニティ・スクール】

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

小田原市教育大綱

- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

【教育施設環境】

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。

議案第 5 号

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第1条 小田原市生涯学習センター条例施行規則(平成19年小田原市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求<u>に対する</u>裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。)提起することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求<u>に対する</u>裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>30日</u>以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求<u>に係る</u>裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。)、<u>提起</u>することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求<u>に係る</u>裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>
<p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、小田原市長に対して審査</p>	<p>様式第6号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、小田原市長に対して審査</p>

請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（小田原市尊徳記念館条例施行規則の一部改正）

第2条 小田原市尊徳記念館条例施行規則（昭和62年小田原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第8条、第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に<u>対する判決</u>を経た後に、判決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）<u>提起</u>することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) そ</p>	<p>様式第2号（第8条、第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>この通知書の使用料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>30日</u>以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に<u>係る判決</u>を経た後に、判決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）、<u>提起</u>することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) そ</p>

の他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第8条関係）

（略）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

の他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第12条関係）

（略）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（小田原文学館条例施行規則の一部改正）

第3条 小田原文学館条例施行規則（平成6年小田原市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>（略）</p> <p>この通知書の観覧料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に小田原市長に対し</p>	<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>（略）</p> <p>この通知書の観覧料の減免に係る決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して<u>30日</u>以内に小田原市長に対し</p>

て審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

て審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決を経た後に、裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市教育委員会となります。）、提起することができます。ただし、(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

行政不服審査法の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

[制定理由]

行政不服審査法が全部改正され、不服申立ての手續が審査請求に一元化されること等に伴い、次の規則について所要の様式の整理を行う等のため関係教育委員会規則を改正する。

[内 容]

行政不服審査法が全部改正され、不服申立ての手續が審査請求に一元化されること等に伴い、次に掲げる教育委員会規則について所要の様式の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市生涯学習センター条例施行規則（整理規則第1条関係）
- (2) 小田原市尊徳記念館条例施行規則（整理規則第2条関係）
- (3) 小田原文学館条例施行規則（整理規則第3条関係）

[適 用]

平成28年4月1日

議案第 6 号

小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について

小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

小田原市就学指導委員会規則（平成25年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>小田原市就学支援委員会規則</u></p>	<p><u>小田原市就学指導委員会規則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された<u>小田原市就学支援委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒（第5条第2項において「児童等」という。）に対する<u>適切な就学支援</u>に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>（専門部会）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 専門部会は、障害の程度が重度である児童等で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する<u>就学支援</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された<u>小田原市就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒（第5条第2項において「児童等」という。）に対する<u>適正な就学指導</u>に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。</p> <p>（専門部会）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 専門部会は、障害の程度が重度である児童等で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する<u>就学指導</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>3～5 （略）</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

小田原市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市附属機関設置条例が一部改正され、小田原市就学指導委員会の名称及び設置目的が変更されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

小田原市就学指導委員会の名称を小田原市就学支援委員会に変更するほか、委員会及び専門部会の所掌事務について所要の規定の整備を行うこととする。（題名、第1条、第2条及び第5条関係）

[適 用]

平成28年4月1日

議案第 7 号

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 （略） （この規則の失効）</p> <p>2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略） （この規則の失効）</p> <p>2 この規則は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>3・4 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の失効日を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市立幼稚園の保育料の徴収に関する規則の失効日は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日とすることとする。(附則第 2 項関係)

[適 用]

公布の日

議案第 8 号

小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について

小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程について、議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

小田原市立学校教職員服務規程（平成21年小田原市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（<u>営利企業への従事等の許可</u>の手續）</p> <p>第10条 職員が、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、<u>営利企業への従事等</u>について許可を受けようとする場合には、<u>営利企業への従事等許可（等）申請書</u>（様式第10号）に関係書類を添え、あらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>営利企業等従事許可</u>の手續）</p> <p>第10条 職員が、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、<u>営利企業等の従事</u>について許可を受けようとする場合には、<u>営利企業等の従事許可（等）申請書</u>（様式第10号）に関係書類を添え、あらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。</p>

改 正 後
<p>様式第9号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>教育公務員特例法第17条第1項及び職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり職務専念義務の免除（兼職等）の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
<p>様式第10号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;"><u>営利企業への従事等許可（等）申請書</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>地方公務員法第38条第1項及び職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり<u>営利企業への従事等</u>の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>

(略)

営利企業への従事等許可(等)通知書

(略)

(裏)

(略)

備考

1～6 (略)

7 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業への従事等許可を受けている場合又は他の事由(職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1号に掲げる事由に限る。)により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。

8・9 (略)

改 正 前

様式第9号(第9条関係)

(略)

教育公務員特例法第17条第1項及び小田原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり職務専念義務の免除(兼職等)の承認を申請します。

(略)

(裏)

(略)

様式第10号(第10条関係)

営利企業等の従事許可(等)申請書

(略)

地方公務員法第38条第1項及び小田原市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり営利企業等従事の許可及び職務専念義務の免除の承認を申請します。

(略)

(略)

営利企業等の従事許可（等）通知書

（略）

（裏）

（略）

備考

1～6 （略）

7 4の「従事が現職遂行に与える影響その他参考事項」については、同一従事期間内において既に、営利企業等の従事許可を受けている場合又は他の事由（職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1号に掲げる事由に限る。）により職務専念義務の免除を承認されている場合には、その内容を併せて記載する。

8・9 （略）

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

小田原市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

[改正理由]

地方公務員法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

地方公務員法が一部改正され、職員による従事等の制限の対象とする営利企業が定義されること等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(第10条、様式第9号及び様式第10号関係)

[適 用]

平成28年4月1日

議案第 9 号

今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について

今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針について、議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 1 8 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針

平成28年3月

小田原市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	公立幼稚園の現状	1
	(1) 園児数の推移	
	(2) 施設の状態	
	(3) コスト計算 (6 園合計)	
3	公立幼稚園の課題	2
	(1) 園児数の減少	
	(2) 幼児教育の充実	
	(3) 教育・保育機能の充実	
	(4) 施設・設備の改善	
	(5) 小学校との連携強化	
	(6) 指導・支援体制の充実	
	(7) 私立幼稚園との連携の推進	
4	公立幼稚園が果たすべき役割	3
	(1) 幼児教育の充実に向けた研究・実践	
	(2) 幼保小連携の推進	
	(3) 特別支援教育の充実	
	(4) 教育・保育機能の充実	
	(5) 地域の子育て支援の充実	
5	公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けて	4
	(1) 公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担	
	(2) 再編による適正配置	
	(3) 研究機能・保育機能の強化及び特別支援教育の充実	
6	検討・実施のスケジュール	5

1 はじめに

小田原市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は、幼児人口が急増した昭和40年代から50年代にかけて整備され、私立幼稚園の補完的な役割を担ってきた歴史があります。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなり、本市教育委員会では「公立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について」の方針を定め、本市の公立幼稚園6園を、平成27年度から現行の幼稚園のまま新制度の対象施設に移行するとともに、今後の公立幼稚園のあり方について検討を進めることとしました。

この基本方針は、公立幼稚園が果たすべき役割や、それらの具現化に向け取り組む施策など、今後の公立幼稚園のあり方として実現すべき基本的な方向性を定めたものです。

2 公立幼稚園の現状

(1) 園児数の推移

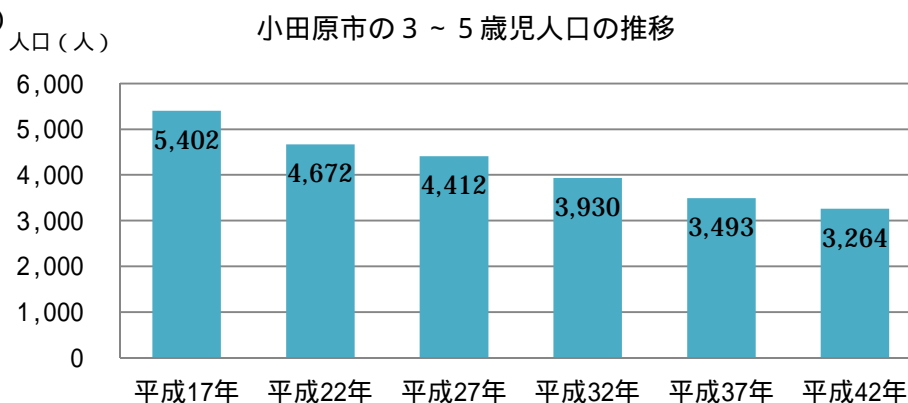
各園ともに定員割れが続いている状況です。矢作幼稚園や報徳幼稚園など就園率の高い園がある一方で、特に、下中幼稚園、前羽幼稚園については就園率の低さが顕著です(表1)。

また、市内の私立幼稚園も一部の園を除き定員に満たない状況にあるほか、小田原市の3～5歳児人口も減少傾向にあります(参考)。

(表1) 過去3年間の公立幼稚園の定員数及び園児数・就園率 (各年5月1日現在)

園名	定員	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		園児数	就園率	園児数	就園率	園児数	就園率
酒 匂	210	114	54.3%	115	54.8%	104	49.5%
東富水	140	111	79.3%	99	70.7%	94	67.1%
前 羽	70	28	40.0%	27	38.6%	21	30.0%
下 中	140	52	37.1%	48	34.3%	43	30.7%
矢 作	140	138	98.6%	126	90.0%	116	82.3%
報 徳	70	54	77.1%	65	92.9%	65	92.9%
計	770	497	64.5%	480	62.3%	443	57.5%

(参考)



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所資料

(2) 施設の状況

幼稚園施設は、昭和50年前後に建築され、築30年以上が経過しています(表2)。

(表2) 公立幼稚園施設一覧

施設名称	竣工年月	構造・階数
酒匂幼稚園	昭和48年2月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
東富水幼稚園	昭和46年3月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
前羽幼稚園	昭和47年3月	鉄骨造及び木造 地上2階
下中幼稚園	昭和53年3月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
矢作幼稚園	昭和49年3月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階
報徳幼稚園	昭和53年5月	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地上2階

(3) コスト計算(6園合計)

施設の維持管理費と人件費などを主とした事業運営経費の合計歳出から、保育料や入園料による歳入を差し引いた6園合計のコストは、年間約2億3千万円程度、園児1人あたりでは約62万円程度かかっています(表3)。

(表3) 施設白書によるコスト計算(平成23年~25年度)

	年度平均 (千円/年)	市民1人当たり (円/年)	園児1人当たり (円/年)
歳出(A)	282,401	240	720,417
維持管理費	20,518	17	51,431
事業運営経費	261,883	222	668,986
歳入(B)	50,851	43	104,906
歳出-歳入 (A-B)	231,550	196	615,510

公立幼稚園の新制度移行に伴い、平成28年度以降の保育料収入の増が見込まれます。

3 公立幼稚園の課題

(1) 園児数の減少

少子化に伴う幼児人口の減少や共働き世帯の増加とともに、新制度の保育料体系への移行により幼稚園の公民格差がなくなる(公立幼稚園にとっては保育料がアップすることなどから、今後も園児数の減少が続くことが予想されます。

園児数の減少は、単学級の増加や1クラスあたりの園児数の減少に繋がり、幼児教育に必要な社会性や集団性が育ちにくくなるほか、園行事などにも支障が出ることが懸念されます。

(2) 幼児教育の充実

幼児教育は、学校教育の土台を作ること、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、こうした幼児教育の重要性を踏まえ、公立幼稚園では、「遊び」を通して「学び」を体験する総合的な指導として、幼児の興味の広がりや気付きなどの学びの基礎となる力、生活習慣や規範意識、基礎的な体力が培われるよう、様々な支援を行っています。

今後は、これまで以上に質の高い幼児教育の提供が求められることから、これまでの取組を基本としながらも、幼児教育の質の向上に向け、研修等の実施により幼稚園教諭の資質や保育技術の一層の向上を図るとともに、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究活動を行い、その成果を日ごろの保育に生かすなど、これまで以上に幼児一人一人の成長や発達に応じたきめ細かな指導を行っていく必要があります。

(3) 教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実が求められています。

(4) 施設・設備の改善

園舎の耐震化工事は実施しているものの、施設や設備の老朽化が懸念されます。園児の安全確保や良好な教育環境を提供するために施設や設備の改修等を行う必要があります。

(5) 小学校との連携強化

現在、各園では隣接する小学校と各種行事等を通じた交流を行っていますが、小1プログラムの解消に向け、隣接する小学校との連携をより一層密にして、幼児と学齢児童、教員間の交流を積極的に行い、共通理解や情報の共有化を進めるなど、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

(6) 指導・支援体制の充実

課題にもあげた幼児教育の充実や小学校との連携強化の実施はもとより、年々増加傾向にある様々な支援を必要とする幼児への適切な対応のため、指導・支援体制の充実を図っていく必要があります。

しかしながら、正規職員の削減に伴い、職員1人当たりの園務負担も多くなっており、市の財政状況も厳しく職員の増員は難しい状況です。

(7) 私立幼稚園との連携の推進

園児数の減少は公立幼稚園に限らず私立幼稚園においても避けられないことであり、幼稚園を適正規模で維持することは公私ともに困難になってくることが考えられます。

本市の幼児教育全体の質の向上に向けては、本市の幼児教育が私立幼稚園主導で取り組まれてきた歴史的な背景を踏まえ、私立幼稚園との連携を推進していく必要があります。

4 公立幼稚園が果たすべき役割

本市の幼児教育は、私立幼稚園主導で取り組まれ、公立幼稚園は私立幼稚園の補完的な役割を担ってきましたが、「子ども・子育て支援新制度」スタート後も、引き続き私立幼稚園がそれぞれの園の教育理念に基づいた特色ある教育を実践しながら、本市の幼児教育を担っていくことが期待されます。

公立幼稚園としては、3の「公立幼稚園の課題」や、幼児期の教育・保育の総合的な提供の推進といった新制度の趣旨などを踏まえ、私立幼稚園とも連携を図りながら、公立幼稚園として幼児教育に一定の役割を果たしていく必要があります。そして、公立幼稚園が果たすべき役割としては、主に次の5点があげられます。

(1) 幼児教育の充実に向けた研究・実践

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を活かすとともに、新制度における質の高い幼児教育の実現に向けた研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(2) 幼保小連携の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るための幼保小連携モデル園として、幼保小連携の研究と実践を行い、その成果を私立幼稚園や保育所と共有していきます。

(3) 特別支援教育の充実

様々な支援を必要とする幼児は増加の傾向にあります。このような幼児に対して適切な支援を行うため、公立幼稚園が主体となり、関係機関等と連携し、特別支援教育の充実に努めていきます。

(4) 教育・保育機能の充実

3歳児保育の導入や延長保育の拡充、夏季保育の実施など、教育・保育機能の充実に取り組むことで子育て家庭を支援していきます。

(5) 地域の子育て支援の充実

園庭等の施設を開放し、保護者同士のコミュニケーションの場として提供するほか、地域の人々とも連携しながら子育てに関する相談を受けたり情報提供を行うなど、未就園児を含めた保護者の家庭教育を支援します。

また、これまで培った地域の人々との交流や連携を更に進め、幼児の健やかな育成と園活動の充実に努めていきます。

5 公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けて

3の「公立幼稚園の課題」を踏まえたうえで、4の「公立幼稚園が果たすべき役割」を具現化するためには、一定規模の学級数や学級定員を確保し、職員も集約することにより公立幼稚園を適正規模で維持する必要があります。

しかしながら、園児数の減少が続くことが予想される中で、現状のまま公立幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることから、私立幼稚園への積極的な役割の委譲や私立幼稚園とのバランスに配慮した公立幼稚園の再編と適正配置を進めていく必要があります。

そこで、次に示す事項について検討・調整するとともに、おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け、施策を実施していくことが必要と考えます。

(1) 公立幼稚園と私立幼稚園の役割分担

公立幼稚園と私立幼稚園がお互いの役割や機能について共通理解し、本市の幼児教育全体の質の向上が図られるよう、公立・私立の役割分担や連携体制等について検討・調整します。

(2) 再編による適正配置

- ・適正規模確保の前提条件として、幼稚園における望ましい集団教育の観点から、1学年の学級数は、複数学級を基本とします。また、学級定員は、20人から30人程度を基準とします。

- ・園児数の推移を見ながら1園当たりの適切な園児数から、再編の規模を検討します。
- ・私立幼稚園とのバランスに配慮した適正配置を検討します。
- ・再編の検討にあたり、幼保小連携モデル園（小学校内へ幼稚園を併設した幼小一体型の幼稚園）の整備についても検討します。

(3) 研究機能・保育機能の強化及び特別支援教育の充実

- ・再編を視野に入れ、研究機能や保育機能の強化、及び特別支援教育の充実に向けた具体的な推進方策を検討します。

6 検討・実施のスケジュール

- | | |
|--------|---|
| 平成28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園が果たすべき役割の具現化に向けた検討 ・おだわらTRYプラン後期基本計画・実施計画へ位置付け |
| 平成29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・再編の実施 |
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・研究機能・保育機能の強化策及び特別支援教育の充実策の実施 |
| 平成34年度 | |

議案第 4 号

教育委員会職員の人事異動について

教育委員会職員の人事異動について、改正前の小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 28 年 3 月 18 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄